

平成十八年二月十五日提出
質問第七二二号

一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する
質問主意書

提出者 鈴木宗男

一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部に提出した北方領土問題についての調書に関する

質問主意書

一 一九四六年十一月に外務省が連合軍総司令部外交局に対して、“Minor Islands Adjacent to Japan Proper: Part I. The Kurile Islands, the Habomais and Shikotan”（『日本本土に隣接する諸小島。第一部、クリル列島、歯舞群島及び色丹島』）という英文の本文十頁、巻頭地図二葉、末尾付図七葉の調書を提出した事実があるか。

二 一の調書において、「エンサイクロペディア・ブリタニカ」並びにリッピンコットの「世界地図」では、色丹島はクリル諸島に含められているとの趣旨の記述があるか。

三 一の調書において、近年、日本ではクリル諸島が北部、中部、南部の三つに分けられ、南クリル・グループは国後、択捉、色丹を含んでいたが、歯舞群島はクリル諸島には含まれていないとの趣旨の記述があるか。

四 一の調書は一九四六年十一月時点での政府の公式の立場を反映したもののか。
右質問する。